

はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会設置要綱

（目的）

第1条 都市計画道路はりまや町一宮線はりまや工区の果たすべき役割や、新堀川の水辺を活かしたまちづくりについて検討を行い、工事を中断している区間（電車通りからはりまや橋小学校北側交差点まで）の整備のあり方を県へ提言するため、はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、協議するものとする。

- （1）交通の状況やまちづくりの面からみた工事中断区間の道路整備の方向性
- （2）新堀川に生息する希少動植物等の保全及び水辺の活用
- （3）新堀川周辺の史跡等の保全及び活用
- （4）その他、前条の目的を達するために必要な事項に関する事

（組織）

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから土木部長が選任する。

- （1）地域を代表する者
- （2）地域の環境保護活動に取り組む者
- （3）第1条の目的を達するために必要な学識経験を有する者
- （4）行政関係者
- （5）その他、土木部長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、選任の日から選任の日の属する年度の3月31日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は第3条第3号の者のうちから土木部長が選任し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、高知県土木部都市計画課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる協議会は、土木部長が招集する。

はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会委員（旧）

※委員任期：平成29年6月20日～平成30年3月31日

| 分類 | 氏名 | 所 属 | |
|-----------------------------|---------|-----------------|----------------------------------|
| | | 分野 | 職名等 |
| 地域を代表する者 (5名) | ○ 橋田 剛 | 北街地区町内会連合会 会長 | |
| | 坂下 良文 | 北街地区町内会連合会 副会長 | |
| | 今田 武夫 | はりまや町3丁目東町内会 会長 | |
| | 小原 博一 | 旧中新町1丁目町内会 会長代理 | |
| | 伊藤 篤雄 | 江ノ口の明日を考える会 副会長 | |
| 地域の環境保護活動に取り 組む者 (2名) | 西岡 謙一 | 新堀川界隈ネットワーク 世話人 | |
| | 田中 正晴 | 浦戸湾を守る会 事務局長 | |
| 学識経験を有する者 (4名) | ◎ 那須 清吾 | 行政経営 | 高知県公立大学法人 高知工科大学教授 |
| | 大野 正夫 | 自然生物 (藻類) | 高知大学 名誉教授 |
| | 酒井 勝司 | 自然生物 (十脚甲殻類) | 四国大学 名誉教授 新堀川自然環境観測・検証専門委員会座長 |
| | 高橋 勇夫 | 自然生物 (魚類) | たかはし河川生物調査事務所長 |
| 関係行政機関の職員 (1名) | 福留 正充 | 高知市都市建設部都市計画課長 | |
| 計 12 名 | | | |

※ ◎印は会長 ○印は副会長